

令和8年度 南房総市ブロック塀等撤去支援事業補助金

地震によるコンクリートブロック塀等の倒壊を未然に防止するために、危険なコンクリートブロック塀等の撤去工事費用の一部を市が助成します。

この補助金の交付を受けるには、事前に市に相談し、市職員による現地調査が必要です。また、撤去工事に着手する前に、補助金の交付申請を行う必要があります。撤去工事着手後や、撤去完了後の申請は受け付けられません。

■事前相談・現地確認

市職員が現地確認を行い、ブロック塀等が倒壊する危険性について簡易診断を行います。

■補助対象となるブロック塀等

次のすべての要件に該当するものとなります。

- ・コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造の塀であること。
- ・道路に面していること。
- ・道路から塀の上端部までの高さが1.2mを越えているもの。
- ・市職員の事前調査により、危険と判断されたもの（全国建築コンクリートブロック工業会が作成した「ブロック塀の診断カルテ」において総合評点が55点未満であること）。

■補助を受けられる方

- ・市内に住所を有する個人であること。
- ・ブロック塀等の所有者または管理者であること。
- ・市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

■補助金の交付額

補助対象経費：ブロック塀等の撤去費用

次の①と②を比較し、少ないほうの額の2分の1（千円未満の端数切捨て）（上限100,000円）

- ① 補助の対象となるブロック塀等の撤去面積（平方メートル）×1万円
- ② 補助の対象となるブロック塀等の撤去に要する費用（工事費）

■注意事項

- ・ブロック塀等を全部撤去する、もしくはブロック塀等の一部を撤去して道路からブロック塀等の上端部までの高さを0.8m以下にすることが必要です。
- ・ブロック塀撤去後に、建築基準法に適合しない建築物や工作物を設置しないでください。
- ・工事を中止または変更する場合には、速やかに建設課へご連絡ください。
- ・予算が無くなり次第、申請の受付を終了する場合があります。

問い合わせ・申請窓口

南房総市 建設環境部 建設課 住宅係 電話0470-33-1101

南房総市役所 別館2（2階） 〒299-2492 南房総市富浦町青木28番地

■申請手続きの流れ

